

公立大学法人名桜大学とソフトバンク株式会社との産学連携に関する協定書

“教育パートナーシップの確立によるデジタル人材育成と持続可能な地域振興に向けて”

公立大学法人名桜大学（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、次に掲げる目的を達成するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がロボットやAIなどと共生する Society5.0 で実現する社会で活躍する人材の育成を見据え、それぞれが有する教育研究における人的・物的資源を有効に活用した連携により、沖縄県北部地域を主とした社会課題の解決に取り組む次世代デジタル人材育成やデジタルリテラシーの向上を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して協力する。ただし、具体的な施策内容並びに施策に関する権利及び義務については、協議の上、本業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- （1）ICT等を活用した次世代デジタル人材育成に関すること
- （2）次世代デジタル人材育成を通じて地域社会の持続可能な発展の貢献に関すること
- （3）ICT等を活用できる人材育成を通じた高齢者の社会参画機会の拡大に関すること
- （4）本協定に基づく情報発信の強化に関すること
- （5）その他、本協定の趣旨・目的達成のために甲乙が協議し合意したこと

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な連携内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に規定する連携事項の取り組み等により知り得た相手方の秘密情報を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、相手方より書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(窓口の設置)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる連携事項を遂行するため、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2024年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2023年11月6日

甲 沖縄県名護市字為又1220番地の1

公立大学法人名桜大学 名桜大学

副学長

林 優子

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号

ソフトバンク株式会社

CSR本部長

也田 昌人